

平成 27 年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号	48	※ 課程 (障害種別)
学校名	福岡県立福岡工業高等学校	全日制 <u>定時制</u> 通信制 ()

※高等学校等は課程に○囲みを、特別支援学校については、() 内に、障害種別を記入のこと。

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

- (1) いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の教育活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深める。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服する。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめは全ての生徒に関係する問題であることを前提に、いじめは決して許されないことであることを生徒に認識させ、豊かな道徳心とお互いの人格を尊重し、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。そのために、全職員による生徒への人権啓発に関する取組や人権学習等を行い、生徒会活動・PTA活動等、あらゆる教育場面を活用する。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組）

(1) 基本的な考え方

いじめは、初期段階ではいじめをいじめと思わないで展開されることが多い。また、大人が気付きにくいかたちで状況が進行することが多い。日常生活の中で発生し進行することを全職員が認識し些細な兆候であっても、いじめではないかと注意や観察を行い、生徒との関わりをもって発見に努めなければならない。

また、個々の人権や命の大切さについて指導や助言を行い、予防に努めることが必要

である。

発見したときには、組織的に対応し早い段階からの確に関わりをもち、いじめ問題を隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめ問題に取り組むことが必要である。

(2) いじめの早期発見のための措置

① いじめ防止アンケート・学校生活アンケートの実施

本校での生活状況の把握といじめの早期発見を目的として、全生徒よりいじめ防止アンケートまたは、学校生活アンケートを毎月1回実施する。このうち学期に1回以上は、無記名のアンケートとする。

② いじめ対策委員会の実施

毎月1回、いじめ問題の未然防止・早期発見・早期対応について協議する。

③ 担任・養護教諭等による面談の実施

担任によるいじめの早期発見のための「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」《ダイジェスト版》等を活用した面談及び養護教諭によるカウンセリングを実施する。

④ 職員研修会の実施

年間5回、事前に職員アンケートを実施して、学業や学校生活全般における気になる生徒を挙げ、職員研修会において情報交換や指導法について共有する。

⑤ 校内巡回の実施

毎日、職員で登下校指導や校内巡回を行い、生徒への声かけや観察によりいじめの早期発見や未然防止に努める。

⑥ 保護者に対する取組

家庭と連携したいじめ早期発見のための「家庭用チェックリスト」の全家庭へ年2回配付する。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネットいじめを含む））

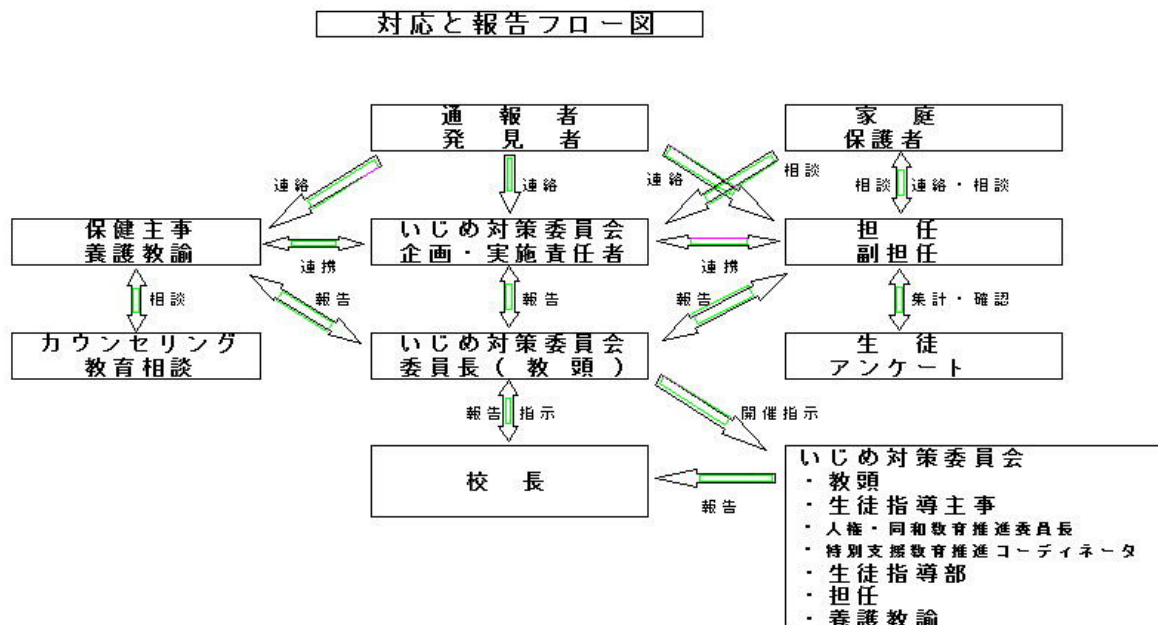
(1) 基本的考え方

いじめの発見・通報を受けた場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、教育的配慮の下、毅然とした態度で組織的な対応を行う。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

速やかに対応するため、次の「対応と報告フロー図」に従い、報告・連絡・相談を

行う。報告や連絡は可能な限り迅速に行い、随時経過報告を行う。緊急（非常事態）の場合は直接管理職に報告する。



(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ① いじめられた当該生徒や情報提供者である生徒の安全を確保するとともに、当該生徒に対し徹底して守り通すことを伝え不安を除去する。また、親しい友人や教職員など、いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- ② 保護者に対しても、連絡や報告を密に行ない、いじめられた生徒の保護とケアを徹底して行なうこと、また秘密の厳守について説明を行い、できる限り保護者の不安を排除する事に心がける。
- ③ 状況に応じ、いじめられた当該生徒およびその保護者に対して、SC等による面談の実施、専門医への受診を案内するなど、メンタルケアを継続して行う。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ① 慎重に調査及び聞き取りを行い、事実に基づいた調査を実施する。不確定な情報や憶測で聞き取りを行わない。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

また、必要に応じて別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。場合によっては所轄警察署等とも連携して対応する。

- ② いじめた生徒の保護者に対しては、家庭訪問等により迅速に知りえた事実関係を伝え、今後の指導方法、学校との連携方法について話し合う。行なった行為について指導するが、人格を否定する指導ではないことを伝え、生徒及び保護者の理解を促す。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

① 身近で起きた事象であり、いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる指導や助言を個別及び集団・クラスに対して行なう。いじめを止めさせることはできなくても、賛同しない。身近な家族や友人に知らせる勇気を持つよう伝える。

また、はやし立てる行為を行った生徒に対しては、いじめを賛同した行為であることを理解させる。

② いじめられた生徒といじめた生徒の関係については、個別面談、カウンセリング、クラス討議、ホームルームによる助言を通し、全職員の共通認識と支援を受け、粘り強く行い関係を修復に全力を挙げる。結果的に好ましい生徒個々が快適に充実した、集団生活を送れるよう支援する。

(6) ネット上のいじめへの対応

学校教育活動全体を通して、生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。

また、生徒指導部やいじめ対策委員会、人権・同和教育推進委員会、特別支援教育推進委員会等々の連携を図り、常に情報共有や対策を検討する。さらに、ネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールや携帯電話等による課題を講演会等で理解させる。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
- ※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態とは、いじめを受けた生徒が「自殺を企図、身体に重大な被害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発生」または、「相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間30日を目安とする）」とする。これらの事象が発生した場合、即座に県教育委員会を通じて県知事への報告を行う。

② 重大事態が発生した場合、「いつ（いつ頃から）」「誰から（誰達から）」「どのような態様であったか」を明確にする調査を行うことで、いじめを生んだ背景や事情、生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか、などの事実関係を明らかにし、学校が事実と向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

(2) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた生徒およびその保護者に対し、調査結果によって得られた事実関係について、適時説明する。
- ② 調査結果については、県教育委員会を通じて県知事に報告する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核として「いじめ対策委員会」を組織する。いじめ対策委員会は、教頭を委員長及び外部対応責任者、企画・実施責任者を生徒指導主事、構成員を人権・同和教育推進委員長、特別支援教育コーディネータ、生徒指導部、学級担任等9名で組織する。

いじめ対策委員会は、毎月1回及び緊急時に召集し、協議する。協議した内容については、校長に報告し判断を仰ぐ。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う組織として、「重大事態調査委員会」を組織する。校長の指揮、指示の下、客観的な事実関係を速やかに調査する。調査内容に基づき、事態への対応における指導・助言、教育委員会を通じて県知事に報告する。さらに事実関係を参考にして、今後の指導計画に盛り込み発生防止を図る。